

条 例 案 の 概 要

条 例 名	要 旨																
<p>1 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、及び規定の整備をするための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 新たに移譲を行う事務 1 事務 (例) 埼玉県受動喫煙防止条例に関する届出受理等</p> <p>(2) 処理する市町村が拡大する事務等 1 4 事務 (例) アイドリング・ストップの勧告等</p> <p>(3) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 令和3年4月1日。ただし、一部は公布の日等</p>																
<p>2 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 知事等の特別職及び教育長の期末手当の額を改定するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正 期末手当の支給割合の改定 ▲0.05月</p> <table border="1" data-bbox="683 1621 1410 1912"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改正後 (令和2年度)</th> <th>改正後 (令和3年度) 以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.70月</td> <td>1.70月</td> <td>1.675月</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.70月</td> <td>1.65月</td> <td>1.675月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.40月</td> <td>3.35月</td> <td>3.35月</td> </tr> </tbody> </table>		現 行	改正後 (令和2年度)	改正後 (令和3年度) 以降	6月期	1.70月	1.70月	1.675月	12月期	1.70月	1.65月	1.675月	計	3.40月	3.35月	3.35月
	現 行	改正後 (令和2年度)	改正後 (令和3年度) 以降														
6月期	1.70月	1.70月	1.675月														
12月期	1.70月	1.65月	1.675月														
計	3.40月	3.35月	3.35月														

条 例 名	要 旨																
	<p>(2) 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正            期末手当の支給割合の改定 ▲0.05月</p> <table border="1" data-bbox="683 385 1410 680"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改正後 (令和2年度)</th> <th>改正後 (令和3年度 以降)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.70月</td> <td>1.70月</td> <td>1.675月</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.70月</td> <td>1.65月</td> <td>1.675月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.40月</td> <td>3.35月</td> <td>3.35月</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日            公布の日。ただし、令和3年度以降の期末手当の支給割合の改定は令和3年4月1日から施行</p>		現 行	改正後 (令和2年度)	改正後 (令和3年度 以降)	6月期	1.70月	1.70月	1.675月	12月期	1.70月	1.65月	1.675月	計	3.40月	3.35月	3.35月
	現 行	改正後 (令和2年度)	改正後 (令和3年度 以降)														
6月期	1.70月	1.70月	1.675月														
12月期	1.70月	1.65月	1.675月														
計	3.40月	3.35月	3.35月														
<p>3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨            埼玉県人事委員会の勧告に基づき、職員の期末手当を改定するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 職員の給与に関する条例の一部改正            期末手当の支給割合の改定 ▲0.05月            (例) 再任用職員以外の一般職員</p> <table border="1" data-bbox="683 1335 1410 1630"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改正後 (令和2年度)</th> <th>改正後 (令和3年度 以降)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.30月</td> <td>1.30月</td> <td>1.275月</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.30月</td> <td>1.25月</td> <td>1.275月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.60月</td> <td>2.55月</td> <td>2.55月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正            期末手当を人事委員会の勧告どおり改定</p> <p>(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正            期末手当を人事委員会の勧告どおり改定</p>		現 行	改正後 (令和2年度)	改正後 (令和3年度 以降)	6月期	1.30月	1.30月	1.275月	12月期	1.30月	1.25月	1.275月	計	2.60月	2.55月	2.55月
	現 行	改正後 (令和2年度)	改正後 (令和3年度 以降)														
6月期	1.30月	1.30月	1.275月														
12月期	1.30月	1.25月	1.275月														
計	2.60月	2.55月	2.55月														

条 例 名	要 旨
	<p>3 施行期日 公布の日。ただし、令和3年度以降の期末手当の支給割合の改定は令和3年4月1日から施行</p>
<p>4 埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 埼玉県総合リハビリテーションセンターの病院事業に地方公営企業法の一部を適用するため、同法の規定に基づき、必要な事項を定めるための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 病院事業の設置</p> <p>(2) 経営の基本 経営の基本方針及び診療科目</p> <p>(3) 重要な資産の取得及び処分 買入れ又は譲渡をしようとするときに予算で定めなければならない重要な資産は、予定価格7千万円以上の次の資産とする ア 不動産（信託に係るものを除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。） イ 動産 ウ 不動産の信託の受益権</p> <p>(4) 議会の同意を要する賠償責任の免除 賠償額10万円以上の職員の賠償責任の免除</p> <p>(5) 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等 7千万円以上の負担付き寄附又は贈与の受領等</p> <p>(6) 業務状況説明書類の作成</p> <p>3 施行期日 令和3年4月1日</p>
<p>5 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 家畜改良増殖法施行規則の一部改正に伴い、家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料等の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとし、及び規定の整備をするための改正</p>

条 例 名	要 旨
	<p>2 内 容</p> <p>(1) 埼玉県手数料条例の一部改正</p> <p>ア 家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料の新設 1, 900円</p> <p>イ 家畜人工授精所開設許可証再交付手数料の新設 1, 900円</p> <p>(2) 埼玉県証紙条例の一部改正</p> <p>ア 証紙による収入の方法により徴収する手数料の追加</p> <p>イ 規定の整備</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>
<p>6 埼玉県病院事業の設置等に関する条例を廃止する等の条例</p>	<p>1 趣 旨 地方独立行政法人埼玉県立病院機構の設立に伴い、埼玉県病院事業の設置等に関する条例等を廃止するとともに、関係条例について所要の改正をするための条例の制定</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 埼玉県病院事業の設置等に関する条例の廃止</p> <p>(2) 埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止</p> <p>(3) 埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部改正 地方独立行政法人化した埼玉県立精神医療センターと引き続き一体的な運営を行う</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 令和3年4月1日</p> <p>(2) 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等を附則で一部改正</p>

条 例 名	要 旨
<p>7 地方独立行政法人埼玉県立病院機構に係る重要な財産を定める条例</p>	<p>1 趣 旨 地方独立行政法人埼玉県立病院機構の設立に伴い、地方独立行政法人法に基づき、条例で定める重要な財産を定めるための条例の制定</p> <p>2 内 容 (1) 法第6条第4項に基づき、不要となった場合に知事の認可を受けて県に納付等する重要な財産 県からの出資等に係る財産のうち帳簿価額50万円以上の財産</p> <p>(2) 法第44条第1項に基づき、譲渡又は担保に供しようとする場合に知事の認可を受けなければならない重要な財産 予定価格7千万円以上の次の財産とする ア 不動産（信託に係るものを除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。） イ 動産 ウ 不動産の信託の受益権</p> <p>3 施行期日 令和3年4月1日</p>
<p>8 地方独立行政法人埼玉県立病院機構への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例</p>	<p>1 趣 旨 地方独立行政法人埼玉県立病院機構の設立に伴い、地方独立行政法人法第59条第2項に基づき、条例で定める県の内部組織を定めるための条例の制定</p> <p>2 内 容 別に辞令を発せられない限り、地方独立行政法人埼玉県立病院機構の成立の日において、当該法人の職員とする内部組織を次の組織とする</p> <p>(1) 埼玉県立循環器・呼吸器病センター (2) 埼玉県立がんセンター (3) 埼玉県立小児医療センター (4) 埼玉県立精神医療センター</p> <p>3 施行期日 令和3年4月1日</p>

条 例 名	要 旨																
<p>9 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 埼玉県人事委員会の勧告に基づき、学校職員の期末手当を改定するための改正</p> <p>2 内 容 期末手当の支給割合の改定 ▲0.05月 (例) 再任用職員以外の一般職員</p> <table border="1" data-bbox="651 568 1378 864"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改正後 (令和2年度)</th> <th>改正後 (令和3年度) 以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.30月</td> <td>1.30月</td> <td>1.275月</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.30月</td> <td>1.25月</td> <td>1.275月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.60月</td> <td>2.55月</td> <td>2.55月</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 公布の日。ただし、令和3年度以降の期末手当の支給割合の改定は令和3年4月1日から施行</p>		現 行	改正後 (令和2年度)	改正後 (令和3年度) 以降	6月期	1.30月	1.30月	1.275月	12月期	1.30月	1.25月	1.275月	計	2.60月	2.55月	2.55月
	現 行	改正後 (令和2年度)	改正後 (令和3年度) 以降														
6月期	1.30月	1.30月	1.275月														
12月期	1.30月	1.25月	1.275月														
計	2.60月	2.55月	2.55月														